集客施設等における避難確保計画の手引き:構成案

■ 手引きの全体構成

【本手引の解説編】

~避難確保計画作成の目的、本手引きの使い方や計画作成の手順、計画作成 の際の留意点などについてわかりやすく助言・解説する~

【計画策定編】

- 1. 施設の位置
 - ~施設の火口からの距離や、どのような噴火の影響範囲に位置しているかを確認する~
- 2. 避難誘導を行うべき範囲
 - ~施設利用者の行動範囲などを踏まえ、避難誘導を行うべき範囲などを明確に する~
- 3. 防災体制
 - ~避難誘導する際の施設として体制、従業員の役割分担などを定める~
- 4. 避難誘導
 - ~以下の想定される事態*¹に対して、情報収集・伝達や避難誘導方法等について定める~
 - *1:「想定される事態」については、各火山防災協議会で策定される避難計画に準じるものとする。
 - (1) 突発的に噴火した場合
 - (2) 噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合 ※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲内に施設がある場合
 - (3) 噴火警戒レベルが上がっても避難を必要としない場合 ※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲外に施設がある場合
- 5. 避難の確保を図るための施設等の整備
 - ~必要な資器材の確保、施設の整備や日頃からの維持管理体制について定めておく~
- 6. 防災教育及び訓練の実施
 - ~火山防災に関する従業員を対象とした研修、訓練の実施方法、平常時からの 施設利用者への啓発等について定めておく~

【事例編】

~計画策定に向けて参考となる先進事例について紹介する~

■ 各編・計画項目の基本事項(案)

【避難確保計画策定の手引きの解説編】

- 〇 避難確保計画策定の目的
- 〇 本手引の使い方
- 〇 避難確保計画策定の手順や進め方
- 〇 火山防災協議会と連携して作成すべきこと、周辺施設と一体となった計画とすべきこと

【計画策定編】

- 1. 施設の位置
 - 施設の火口からの距離や、どのような噴火の影響範囲に位置しているかを、火山 ハザードマップ等を活用し表記
 - 特に噴火警戒レベルに応じた規制範囲と施設の位置関係
- 2. 避難誘導を行うべき範囲
 - 施設利用者の行動範囲などを踏まえ、避難誘導すべき範囲、施設等
 - 特に広いオープンスペースを有する施設については、施設周辺を含む地図に範囲を表記
- 3. 防災体制
 - 避難誘導する際の体制、従業員の役割分担

(体制例)

- 管理責任者
- 情報班(通信連絡班)
- 避難誘導班
- 車両班
- 救護班
- 体制を整える時期、本部設置場所
- 活動内容、施設の従業員数等に留意し、施設の実情に応じた体制や役割分担

4. 避難誘導

(1) 突発的に噴火した場合

- ① 情報収集・伝達
- 各種情報の収集方法等、情報収集体制、通信手段等 (情報例)
 - 火山活動状況、噴火警報等
 - 施設周辺被害状況
 - 利用者の状況
- 〇 利用者に対する情報伝達方法
 - 管内放送
 - 巡回•広報車
 - その他呼びかけ方法
- 避難等に関する効果的なアナウンス原稿(例)の準備
- 行政機関等への施設や周辺状況の通報体制
- ② 避難誘導方法
- 〇 屋内での安全確保
 - 宿泊施設等の屋内施設では、利用者を誘導し施設内に待機。そのための管内放送や従業員の呼びかけ、誘導員の配置体制。
- 〇 屋外における緊急退避
 - 屋外を有する施設では、緊急の避難先を特定し利用者を誘導退避。そのための管内放送。避難対象となる区域が広域の場合、従業員の呼びかけ、誘導員の配置、避難先等
- 施設内の退避場所、避難先の特定と避難経路
- 〇 避難施設における滞在支援体制
- 一次退避してから、下山するタイミングを自治体等から指示を得る体制、通信方法

- (2)噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合
 - ※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲内に施設がある場合
- ① 情報収集・伝達
- 各種情報の収集方法等、情報収集体制、通信手段等

(情報例)

- 火山活動状況、噴火警報等
- 利用者の状況
- 交通規制等道路情報、公共交通機関運行情報
- 〇 利用者に対する情報伝達方法
 - 管内放送
 - 巡回•広報車
 - その他呼びかけ方法
- 避難等に関する効果的なアナウンス原稿(例)の準備
- ② 避難誘導方法
- 安全域までの避難誘導(帰宅促進)
 - 宿泊施設等の屋内施設の利用者には、道路情報、交通機関情報を提供し、 安全域までの誘導。そのための情報提供体制、マイカー利用者の誘導体制
 - バス等により、利用者(グループで)を安全な地域にある最寄駅まで搬送。そのためのバスの確保、搬送ルート、搬送先
- 〇 屋外における避難誘導
 - 屋外を有する施設では、いったん施設内に利用者を誘導し、道路情報、交通機関情報を提供し帰宅を促す。そのための避難誘導、情報提供体制、マイカー利用者の誘導体制
 - バス等により、利用者(集団)を安全な地域にある最寄駅まで搬送。そのためのバスの確保、搬送ルート、搬送先

- (3) 噴火警戒レベルが上がっても避難を必要としない場合 ※ レベルの上昇に伴う立入規制の範囲外に施設がある場合
- ① 情報収集・伝達
- 各種情報の収集方法、情報収集体制、通信手段等

(情報例)

- 火山活動状況、噴火警報等
- 利用者の状況
- 交通規制等道路情報、公共交通機関運行情報
- 〇 利用者に対する情報伝達方法
 - 管内放送
 - 巡回•広報車
 - その他呼びかけ方法
- 警戒すべき範囲等の正確な情報の伝達に関するアナウンス原稿(例)の準備
- ② 避難誘導方法
 - ※ 噴火時、もしくは避難が必要となった時の対応は、(1)(2)に準じる。
- 5. 避難の確保を図るための施設等の整備
 - 情報収集・伝達及び避難誘導の際に活用する設備・資器材
 - 利用者の輸送手段(車両等)の確保体制
 - 必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施 設の強化に努める。
- 6. 防災教育及び訓練の実施
 - 〇 従業員を対象とした研修、訓練の実施
 - 〇 計画の見直し体制
 - 〇 平常時からの施設利用者への啓発方法

	手引きの各項目ページの記載イメージ
(例)

- 4. 避難誘導
- (2) 噴火警戒レベルが上がり避難が必要となった場合
 - ① 情報収集・伝達
 - ※ 情報収集・伝達に関わる基本事項、各施設の共通事項を記載

【施設ごとの留意事項】

留意事項	本事項を記載すべき グループ
屋外を含む利用者への情報伝達	3
施設周辺にいる者への情報伝達	1 2 4
帰宅支援に関する情報提供	1 2 3 4

② 避難誘導